○外務省告示第四百七十四号

令和七年十二月十八日にパリで、アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターに対する国際連合教育科学文化機関が賛助する第二区分センターとしての指定の更新に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月一日に効力を生ずる。

令和七年十二月二十六日

外務大臣　茂木　敏充

（訳文）

アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターに対する国際連合教育科学文化機関が賛助する第二区分センターとしての指定の更新に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定

日本国政府及び国際連合教育科学文化機関は、

無形文化遺産の保護に関する条約及びユネスコの総会が無形文化遺産の保護に関する国際協力を希求する総会決議第三十二号（第三十二回会期）を考慮し、

二千六年に日本国において海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律が公布されたことを考慮し、

ユネスコの総会が、その第三十五回会期において、ユネスコが賛助する第二区分センターとして、アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターの設立を認めたことを想起し（総会決議第五十二号（第三十五回会期））、

二千十七年の国際連合教育科学文化機関の執行委員会の決定第十八・一・Ｃ号（第二百二回会期）に基づき、国際連合教育科学文化機関の賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センター（第二区分）の日本国における継続に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定（以下「二千十八年協定」という。）が、二千十八年十二月六日にパリで署名されたことを想起し、

執行委員会が、アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターに対するユネスコが賛助する第二区分センターとしての指定を更新することを決定し、及びユネスコ事務局長に対し関連する協定に署名することを認めた決定第二十・六号（第二百二十二会期）を想起し、

日本国政府とユネスコとの間の協力のための枠組みに関する条件（この協定において、ユネスコが賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターに与えられるもの）を定めることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定において、

a　「政府」とは、日本国政府をいう。

b　「ユネスコ」とは、国際連合教育科学文化機関をいう。

c　「センター」とは、アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターをいう。

d　「機構」とは、日本国の独立行政法人国立文化財機構をいう。

e　「二千三年条約」とは、無形文化遺産の保護に関する条約をいう。

f　「両締約者」とは、政府及びユネスコをいう。

第二条　運営

政府は、日本国の法令の範囲内で、この協定の定めるところにより、ユネスコが賛助する第二区分センターとしてのセンターの継続的な運営のために求められる適当な措置をとることに同意する。

第三条　協定の目的

この協定は、各締約者の法令（日本国については日本国の法令、ユネスコについてはユネスコの規則）の範囲内で、ユネスコが賛助する第二区分センターとしてのセンターに係る政府とユネスコとの間の協力に関する条件並びに当該条件から生ずる両締約者の権利及び義務を定めることを目的とする。

第四条　法的地位

a　センターは、ユネスコから独立したものとする。

b　センターは、機構の不可分の一部を成す。機構は、日本国の法令に従い、センターの活動に関連して、機構の任務の遂行に必要な法人格及び法律上の能力（次の能力を含む。）を有する。

i　契約を締結する能力

ii　動産及び不動産を取得し、及び処分する能力

iii　訴えを提起する能力

第五条　目的及び任務

a　センターは、次のことを目的とする。

i　二千三年条約を普及させ、及びアジア太平洋地域におけるその実施を促進すること。

ii　二千三年条約第二条3に規定する無形文化遺産の保護のための手段としての調査研究を発展させ、及び結集しつつ、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護を強化すること。

iii　アジア太平洋地域において、二千三年条約第十三条(c)に規定する学術的、技術的及び芸術的な研究並びに調査の方法を促進し、調整し、及び発展させること。

これらの三つの目的は、ユネスコの承認された計画及び予算（Ｃ／五文書）に定めるユネスコの戦略的な計画の目的及び世界的な優先事項の達成に重要な貢献を行うために追求される。

b　センターの任務は、aに規定する目的を達成するため、次のとおりとする。

i　日本国及びアジア太平洋地域の大学、調査研究機関、地域社会の代表者並びに他の政府機関及び非政府機関と協力しつつ、危険にさらされている無形文化遺産であってアジア太平洋地域に存在するものの保護に関する実践及び方法について調査研究を推進し、及び調整すること。

ii　開発途上国に特別の注意を払いつつ、アジア太平洋地域の国による二千三年条約第十一条から第十四条までに規定する措置の実施について、調査研究の観点から援助すること。

iii　無形文化遺産を保護するための有用な構成要素としての調査研究の役割並びに関連する実践及び方法に焦点を合わせたワークショップ及びセミナーであって、アジア太平洋地域から専門家、地域社会の代表者及び行政官が参加するものを開催すること。

iv　無形文化遺産の保護に関連する調査研究活動に従事するアジア太平洋地域の若手研究者を奨励し、及び援助すること。

v　アジア太平洋地域の内外において、無形文化遺産の保護の分野で活動している他の第二区分機関及び第二区分センターと協力すること。

vi　アジア太平洋地域において、開発途上国に対する技術的な援助を推進しつつ、無形文化遺産の保護の分野で活動している他の全ての関係機関との間における協力を開始すること。

第六条　運営理事会

a　センターは、運営理事会の指導及び監督を受ける。同理事会は、定期的に更新されるものとし、次の者により構成する。

i　機構の理事長（議長とする。）

ii　政府の代表者又は当該代表者が任命する代理

iii　日本ユネスコ国内委員会の代表者

iv　ユネスコの他の加盟国（三箇国を限度とする。）が、それぞれ、第十条bの規定に従いセンターに対し、センターの活動に参加する旨の通告を送付し、かつ、運営理事会に自国の代表者を出すことに関心を表明した場合には、当該代表者

v　日本国の大学、調査研究機関及び地方公共団体の代表者。ただし、三人を限度とする。

vi　ユネスコ事務局長の代理